

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

2025年9月26日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 ACアーネスト監査法人

所在地 岡山市南区米倉151番地7

代表者 統括代表 和田 治郎

### 一．業務の概況

#### 1．監査法人の目的及び沿革

当監査法人は、財務書類の監査又は証明の業務、事務幹事証券への書簡作成業務及び合意された手続業務を行うことを目的とする。

平成19年10月 設立

平成20年5月 東京事務所 中央区から千代田区に移転

平成21年6月 岡山事務所 岡山市北区内で移転

平成23年5月 九州事務所を設置

平成24年6月 東京事務所及び九州事務所を閉鎖

令和5年4月 岡山事務所 岡山市北区から岡山市南区に移転

#### 2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

#### 3．業務の内容

##### (1) 業務の内容の概要

当法人は、法人の目的を財務書類の監査または証明の業務のほか、非監査証明業務については、事務幹事証券への書簡作成業務及び合意された手続業務に限定して行っている。

##### (2) 新たに開始した業務その他の説明書類に記載すべき重要な事項

該当事項なし。

##### (3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	被監査会社等数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	1社	1社
金商法監査	1社	
会社法監査	-	

学校法人監査	2社	
労働組合監査		
その他法定監査	5社	
その他任意監査	1社	
計	10社	1社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額	備考
大会社等				
その他の会社等	8社	-社	3百万円	総合型確定給付 企業年金基金に 対する合意され た手続業務
その他				

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

監査業務の社会的役割を理解し、プロフェッショナルとしての高度な専門知識と実務経験をもとに、常に公正不偏の立場で誠実に、業務を実施することで、企業と社会の健全な発展に貢献することを基本方針とする。

経営管理に関する措置

業務執行の適正を確保するため、品質管理システムを整備、運用する。品質管理に関する適切な方針及び手続を定める。

法令遵守に関する措置

法令及び日本公認会計士協会の倫理規則等に定められた規則等を遵守する方針及び手続を定める。

その他

特記事項なし。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

品質管理担当責任者は、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因

の有無を調査し提出を求める。なお、品質管理担当責任者は、当法人の監査関与先等上記の調査のため必要となる情報を、事前に専門要員に対し通知する。

確認書は、書面の形式による。当法人は、これらの情報に基づき独立性を阻害する状況や関係を識別して評価する。独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じる。

#### 業務に係る契約の締結及び更新

全ての監査契約の新規締結及び更新に際して、関与先の誠実性その他のリスク、業務を実施するための当法人の適性、能力及び十分な人的資源を有しているかを総合的に評価したうえで、社員会において承認を行う。

#### 業務を担当する社員その他の者の選任

社員及び監査実施者の採用については、監査業務の品質を確保するために必要とされる適正、能力、経験及び職業倫理を備えた監査実施者を確保するため、社員が候補者を選出し、社員会で採用を決定する。

人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得または開発、維持及び配分

#### ア 社員の報酬の決定に関する事項

年間の配員計画実施時に評価に基づき時間当たりの報酬単価を社員会にて決定し、稼働時間に応じた報酬額を決定する。

#### イ 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

研修予定及び内容についての計画は統括代表及び品質管理担当責任者が過去年度の実績に基づいて e-learning による指定研修の範囲、集合研修のテーマ、研修講師、出席予定者を決定し、配員・通知する。

統括代表が社員・職員を対象に、CPD 履修状況を確認する。

CPD の履修結果を全社員及び職員より提出を求め、CPD 履修状況を確認する。

#### 業務の実施及びその審査

##### ア 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せに関する細則に基づき、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や、見解が定まっていない事項に関して必要に応じて法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせることとしている。その結果として入手した見解を検討する。

##### イ 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違が生じた場合における判断の相違を解決するための方針及び手続を定めている。監査報告書は監査上の判断の相違が解決するまでは発行できないこととしている。

##### ウ 監査証明業務に係る審査

全ての監査証明業務について、監査計画の策定から監査意見形成までの監査期間を通して審査を行っている。

審査方式の種別	コンカリング・レビュー・パートナー方式
審査を行う基準及び具体的な方法等	監査担当者に対する質問および監査調書レビュー

エ 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書の作成に関する細則に基づき、監査ファイルの最終的な整理は、監査報告書日から60日以内に実施し、その後10年間保存する。監査調書は原則として電子媒体(書換不可能なCD-ROM)に保存の上、統括代表及び品質管理担当責任者以外はアクセスできない金庫に保管し、外部への持ち出しは行わない。

業務に関する情報の収集及び伝達

業務に関する情報は監査チーム及び審査担当社員にて集約され、協議により社員の開催と情報共有の必要性が検討される。全ての社員が社員会を少数する権限を有しており、社員会の協議により直ちに業務に関する情報が伝達される。

前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査基準報告書 900 に基づいて実施する。

から までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人では、品質管理担当責任者及びその業務を補助する品質管理担当者を選任するとともに、品質管理に関する役割及び責任を分担して業務を実施することとしている。品質管理責任者は業務ごとの年間計画を策定し、品質管理活動に関する活動とそれに要した時間を記録・集計するとともに、最高経営責任者は品質管理担当責任者がその責任を適切に遂行しているかどうか評価する。

から までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

国際監査・保証基準審議会(IAASB)のISQM1における「事務所リスク評価プロセス」の構成要素が要求している、識別された品質リスクに対処するため、中小監査事務所向け品質管理ツールキットを利用し、目標の設定、目標の達成を阻害する可能性のある事項の識別及び評価を行い、対処が必要な事項については対応方針を作成し実行している。

から までに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

品質管理のシステムに関する日常的監視及び定期的検証を実施することを「品質管理規程」において定めている。日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理システム全般の整備・運用を検証対象とし、個別業務における定期的な検証については、すべての監査責任者が少なくとも3年に1度は対象となるように実施している。日常的監視及び定期的検証の結果については、社員会に報告され、識別された不備については

是正措置を指示している。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任については社員会にて決定する。全ての社員は公認会計士の資格を有しており、公認会計士以外の社員登用は予定していない。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2023 年 8 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認  
品質管理担当責任者である社員は措置が適正であることを確認した。

5 .公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項  
該当事項なし。

6 .外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項  
該当事項なし。

## 二．社員の概況

### 1．社員の数

事務所の概況に関する事項に記載

### 2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

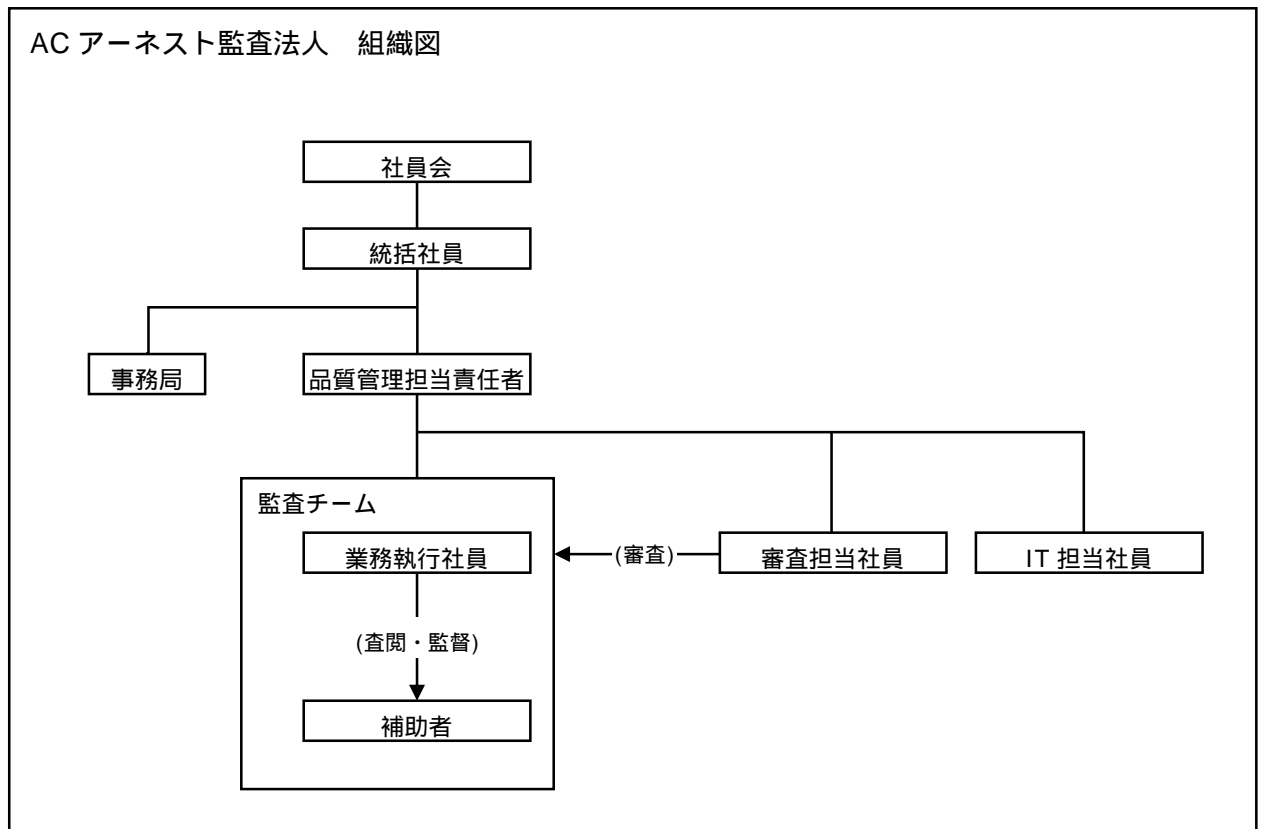
社員会

## 三．事務所の概況

事務所名	所在地	設置年月日	備考
(主) 岡山事務所	岡山市南区米倉 151 番地 7	H21.6.11	和田治郎
計 総事務所数 <u>1</u> カ所			

事務所名	社員数		顧問 相談役等数	使用人数				計
	公認会計士	特定社員		公認会計士	公認会計士 試験合格者	監査補助職 員	その他事務 職員等	
(主) 岡山事務所	8人	0人	0人	10人	0人	0人	0人	18人
計	8人	0人	0人	10人	0人	0人	0人	18人

#### 四．監査法人の組織の概要



#### 五．財産の概況

##### 1．売上高の総額

(単位：百万円)

業務	前会計年度	当会計年度
監査証明業務	103	101
非監査証明業務	3	3
合計	106	104

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため添付しない

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため添付しない

六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

株式会社TRUCK - ONE